

## 議案第 5 号

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和 51 年階上町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 46 号)の施行の日から施行する。

◇ ————— ◇

### 提案理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。